

日本型福祉社会とは何だったのか —家族主義の観点から

小 泉 明 子

はじめに

第一章 家族と国家の関係—福祉国家レジーム

第一節 近代家族とは

第二節 エスピン—アンデルセンの福祉国家類型

第三節 家族主義とは何か

第四節 家族主義レジーム

第二章 日本型福祉社会とは

第一節 戦後日本と家族像

第二節 日本型福祉社会の検討

結びにかえて

はじめに

家族がきしみ始めている。正確にいえば、家族形成をとりまく私たちの状況は、グローバル化や産業構造の変化の中で、21世紀以降如実に変化しつつある。非正規雇用は全労働者の四割に達し、非正規雇用と正規雇用の労働者の婚姻率は二倍近くの差がある。婚姻する三組のうち一組が離婚する現在、シングル世帯は全世帯の一割近くを占める¹。近年社会問題視されている子どもの貧困は特に母子世帯を構成するシングルマザーの労働状況の厳しさに関連していることが指摘されている²。にもかかわらず、私たちはまだどこかで、父母とその子からなる核家族をあたかも「まっとうな家族」であると感じていないだろうか。現実にはシングル親、単独世帯、同性カップルなど多様な「家族」が社会の中に存在しているにもかかわらず。

実のところ、父母とその子からなる核家族のイメージは、高度経済成長期に定着し、継続したものにすぎない。しかし、この家族像に基づいて形成された社会構造は強固なものとして存在している。そしてこの家族像の自明視は、時としてそこから外れた人々にとっては法律上、政策上のサンクションと

して機能する。もちろん、理想とされる家族イメージを体現できたからといって、そのことは決して幸福をもたらすわけではない。日本の殺人の約半数は親族関係で起きているという事実³は、親密な家族関係とは、親しいからこそ葛藤に満ちた関係であることを示唆している。

問題は、産業構造の変化に伴い、この家族像がむしろ人々にとっての足かせや生きにくさといった困難をもたらしているところにある。ここまで述べてきた家族像とは、男性を家族の主たる稼得者(bread-winner)、その妻を主婦と位置づけ、夫婦である二人の間の子から形成される核家族、いわゆる近代家族である。近代以降、公私区分の下で政治や理性的な領域を担う公領域とは対照的に、身体性や情緒性が私領域(家族)に付与されてきた。その結果、近代家族は性別役割分業に基づき生活上のケア、情緒的ケアなどを担う親密な関係性を維持、再生産するものとして位置づけられ、時には幸福の象徴であるように描かれもする。

なぜ、この家族像は定着し、継続し、自名視されて人々の行動を規定しているのだろうか。結論を先取りしていえば、この家族像が日本の社会構造へと組み込まれているからである。何かの問題をとらえるには、表面に現れた事象の実証的な把握だけではなく、その事象の背景にある政治的・経済的・社会的構造の把握が必要である。待機児童、非婚化、晩婚化、少子化…家族にまつわる私たちの葛藤は何に由来するのだろうか。そしてそれは、どのような構造に支えられているのだろうか。

上記の問題関心にもとづき本稿で着目するのは、1980年代に提唱された「日本型福祉社会」という政策である。1973年のオイルショックにより各国の経済成長が止まった後、日本は比較的良好な経済パフォーマンスを維持した。1970年代後半になるとイギリス等の福祉政策先進国で当時「福祉病(先

進国病)』と呼ばれた勤労意欲の減少や経済成長への阻害、離婚の増加やアルコール依存症の増加といった社会経済的病理が指摘されるようになり、また福祉政策に伴う財政支出増が問題となってくる。これらの諸問題へ対応するために日本で提唱されたのは、福祉削減をカバーし、福祉機能を担う家族への期待、家族の賞揚であった。この「日本型福祉社会」の中で具体的にどのような家族像が期待され、それは政策としてどのような影響を及ぼしたのだろうか。

第一章 家族と国家の関係—福祉国家レジーム

第一節 近代家族とは

本稿の冒頭で述べた「近代家族」について記述しておく。近代家族の確固とした定義づけは難しいとされ、落合によれば、以下が近代家族の特徴として抽出される。

- ①家内領域と公共領域との分離
- ②家族構成員相互の強い情緒的関係
- ③子ども中心主義
- ④男は公共領域・女は家内領域という性別分業
- ⑤家族の集団性の強化
- ⑥社交の衰退とプライバシーの成立
- ⑦非親族の排除
- ⑧(核家族)⁴

また、近代国家(国民国家)の成立に伴い、国家は国内の人口再生産を担う家族へ利害関心を寄せることになる。それゆえ、国家にとって家族は促進や奨励を伴う政策の対象となる。政治哲学者のM.ヌスバウムは以下のようにいう。

伝統的に、西洋政治思想史では、契約の領域はおおむね平等な当事者の間における相互性により特徴づけられる公領域と見なされてきた。この領域は通常もう一つの領域、いわゆる私領域あるいは家庭と対比される。そこでは、人々は相互の尊重よりも愛と愛着から事をなし、契約関係は存在せず、平等は重要な価値を持たない。家族愛とそこから生じる活動の結びつきはどういうわけか、当事者自身が意図したもの的一部というより、前契約的かつ自然的なものと考えられてきた。…しかし今や、家族それ自体が根本的に法及び社会制度によって定義され、形成されている政治的制度であることが広く認められ

ている⁵。

ヌスバウムのいうように、家族とは前契約的でも自然的な存在でもなく、極めて政治的で、社会構造の影響を受ける制度である。私たちの社会では、家族とは、多くの人がそのもとで生まれ育ち、日常を通してかかわっていく身近なものである。そして多くの場合、そこで想定される家族像は上記の近代家族である。身近だけにこの家族像を揺るがす問題は人々の感情を喚起しやすく、場合によっては白熱する政治的争点となることは合衆国における同性婚(婚姻の平等)をめぐる論争が示すとおりである⁶。

問題は、国家が国家にとっての利害関心に基づき、ある一定の家族像を奨励、推進する場合があることである。特に福祉政策において家族にケア機能を担わせようとする姿勢が押し出される場合、そうした姿勢は「家族主義」(familialism)と称される。この家族主義を論じる前に、まずは福祉政策が成り立つ土台となる福祉国家について詳述したい。

第二節 エスピン-アンデルセンの福祉国家類型

国家と家族の関係は、政治学や社会政策学の分野で「福祉国家レジーム」と捉えられる場合がある。福祉国家レジームとは、「社会政策に関連する政策決定、支出動向、問題の定義づけ、さらには市民や福祉受給者が社会政策にいかにかに反応し何を要求するかという構造について、これらを統御、形成する制度的な配置、ルールおよび了解事項」⁷と定義される。すなわち福祉国家レジームとは、福祉に関わる家族、市場、国家がどのようなバランスで成り立っているかに基づいて福祉国家を類型化したものである。20世紀以降、ワイマール憲法を皮切りに各国の憲法に社会権が規定されるなかで、国民の生存および福祉に利害関心を持つ福祉国家(Welfare State)が資本主義経済を背景とする諸国家で成立し、発展した。福祉国家と一口にいっても、社会権の内容、歴史的背景、労働勢力の大きさ、国家主義的か、教会や家族などの世俗の関係がケアを担うか否かといった諸要素の影響を受けて、各国が行う社会政策や政策をめぐるアジェンダセッティング、ルールなどは異なる。周知のとおり、比較政治経済学者のG.エスピン-アンデルセンは各個人に保障される社会権の性格、社会的階層化、国家、市場、家族といった諸基準から、福祉国家を区分した。この各福祉国家レジームの区分において用いられる指標は、「脱商品化(de-commodification)」と「社会的

階層化」である。脱商品化とは、個人あるいは家族が市場参加の有無にかかわらず社会的に認められた一定水準の生活をどれだけ維持できるかという程度を意味する。20世紀以降、資本主義経済が発展して、個人は労働市場において自己の能力を商品として売ることにより生計を維持するようになる。脱商品化とは、個人が疾病や事故などにより労働できない状況となり労働市場から退出した場合にどの程度生活が保障されるかの程度を意味し、憲法上の社会権に基づいて付与される社会保障の充実度を示す。具体的には、①社会保険（年金、失業保険、疾病保険）の現金給付の所得代替率、②社会保険の受給資格を得るための加入年数要件、③年金財政の個人負担比率、④失業保険・疾病保険のカバレッジ、また65歳以上人口に占める公的年金受給者比率などが脱商品化の指標とされる⁸。

また社会的階層化とは、福祉国家によって行われる各種サービスや社会政策によってどの程度広範な社会的連帯（社会の平等性）が構築されるかの程度を意味する。福祉国家は社会的な平等を促すと思われる反面、職域別社会保険などの制度は実際には社会階層や格差の維持・再生産も生じさせる。たとえば政府が普遍主義に立って受給者に均一の給付を付与する社会政策をとる国では年金や医療などに給付格差はそれほど生じない。すなわち社会的階層化は低い（平等性が高い）。一方、政府が社会保障の受給条件を制限し、代替として民間の医療保険や年金保険が充実している国では民間保険に入れる所得者のみが保険給付を受け取ることになるため、給付格差は大きくなる。すなわち、社会的階層化は高くなる。

エスピン-アンデルセンはこの脱商品化、社会的階層化という二つの指標をもとに三つの福祉国家レジームを提示する。

第一に、社会民主主義レジームがある。社会民主主義レジームにおいては普遍性と平等主義が重視され、脱商品化の程度が高い。また職業や所得による給付資格を問わない均一給付の原理にのっとりため、年金や医療、失業などにおける給付格差は少ない。したがって社会的階層化の程度は低い（平等性が高い）。社会民主主義レジームに含まれる国としては高福祉で有名なスウェーデンやフィンランド、ノルウェーといった北欧諸国が含まれる。

第二に、保守主義レジームがある。保守主義レジームは教会や家族といった伝統的共同体へのケア期待が高いため、脱商品化の程度は中程度である。国家

による介入はあくまでも家族によるケアができない場合に補足的に行われる（補足性の原則）。社会保険については雇用と拠出に基づく職域別社会保険が発達している。また保守主義レジームにおいては国家が経済活動への介入や指導を行う国家主義（かつ公務員への手厚い福祉）、労使のトップメンバーによる交渉で労使関係が築かれるコーポラティズムが顕著である。保守主義レジームに属する国はドイツ、フランスといった大陸西欧諸国が含まれる⁹。

第三に、自由主義レジームがある。自由主義レジームに属する国家では、自由競争を重視し個人の自助を重んじる傾向があるために、政府が行う社会扶助サービスは労働ができない個人を対象とする残余主義にとどまる。したがって脱商品化は低い。また社会扶助は19世紀半ばにイギリスで成立した救貧法の流れをくみ、労働市場から脱落した困窮者にミーンズテスト（資力調査）を課したうえで福祉サービスを行うために、受給者へのスティグマが発生する。この自由主義レジームに属する国としてはアメリカ合衆国、イギリス、カナダがあげられる。

さて、日本はどの福祉国家レジームに含まれるか。日本の特徴は、脱商品化の低さ（GDPに占める社会支出の低さ）、（現在は揺らぎつつあるが）終身雇用にもとづく男性労働者への企業福祉、ミーンズテストつきの生活保護、根強く残る家族主義である。エスピン-アンデルセンは日本を保守主義レジームと自由主義レジームの混合であると示唆している¹⁰。

第三節 家族主義とは何か

本稿でいう「家族主義」とは、家族に福祉機能を担わせようとする、あるいは「高齢者の介護や育児といったケアは主に（専ら）家族が担うべきである」とする考えを指す。先述のエスピン-アンデルセンは家族主義について以下のように述べる。

家族主義的なシステムは、これも「家族偏重」の立場と混同されてはならないが、家族こそが家族の福祉の責任を第一に負わなければならないと公共政策が想定（むしろ主張）するようなシステムのことである。脱家族化のレジームとは、家庭の負担を軽減し、親族に対する個人の福祉依存を少なくしようとするレジームのことである¹¹。

エスピン-アンデルセンが提示したこの「家族化」「脱家族化」という指標をもとに、社会政策学者のS.ライトナーは、EU諸国の家族政策（特に育児、

障害者及び高齢者ケア)を対象として家族主義をより詳細に区分する。ライトナーによれば、家族の福祉機能を強化する家族化政策は、①時間権(育児休業、介護休業)、②現金給付や税控除によるケアの直接的、間接的移転、③ケアに付随する社会権(年金など)に区分される。また、家族のケア負担軽減を促進する脱家族化政策としては、公的サービスおよび市場でのケアサービス購入があげられる。ライトナーは、家族化政策の強弱および脱家族化政策の強弱から、EU加盟諸国を、①明示的家族主義、②選択的家族主義、③黙示的家族主義、④脱家族主義の4つのマトリックスに区分する。①の明示的家族主義は家族の福祉機能を強める政策を取る一方、公的、市場によるケアサービスを欠く。②の選択的家族主義は家族機能を高める政策が行われる一方、家族のケア責任を軽減する選択肢も(部分的に)存在する。それゆえ、家族のケアを行う権利は家族が担うケア義務と同一視はされない。③の黙示的家族主義では、家族は主たるケアの担い手と位置づけられる一方で、脱家族化政策も、家族のケア機能を支援する家族化政策もとられない。したがって、ケア問題について黙示的に家族に依拠する国と位置づけられる。④の脱家族主義は、国家もしくは市場のケアサービスによる強い脱家族化政策及び家族化政策の薄さにより特徴づけられる¹²。たとえば、育児ケアについてみてみよう。育児休業に伴う所得保障は家族のケア機能を強化すると考えられるため、家族化政策に位置づけられる。一方、三歳児未満の幼児に対する公的ケアは家族のケア負担を軽減するため、

脱家族化政策に位置づけられる。こうしてライトナーはEU加盟諸国がどの家族主義に位置づけられるかを、育児ケアおよび高齢者ケアを対象に区分している(なお、育児ケア政策と高齢者ケア政策では分類される国が異なるため、本稿では具体的な国名はあげていない)。

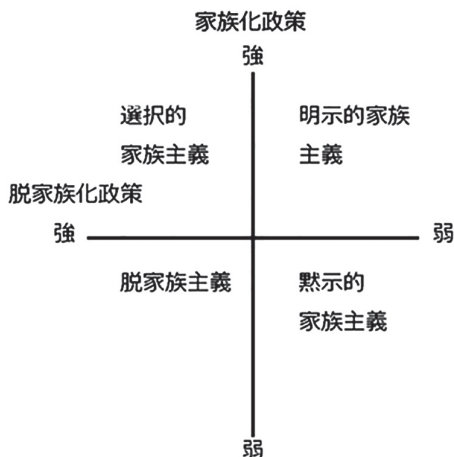
なお、ライトナーが指摘するのは家族のケア機能とジェンダーの関係である。近代家族が性別役割分業を内包する以上、ケア役割及びケア責任を担うのは主として女性である。それゆえ、家族のケア機能を強化する家族化政策は、必然的に家族内のジェンダー化されたケアを再生産することとなる。公的ケアや市場によるケアという選択肢を政策に含む脱家族主義および選択的家族主義は、男性稼得者が主たる家計の担い手である(べき)とする男性稼得者モデルを弱める。一方、家族主義的なケア政策は女性のケア役割を強め、ジェンダー化された家族ケアを再生産する¹³。

なお、ライトナーによれば家族の福祉責任を指標とすると、南欧および日本は家族主義が顕著であるとされる¹⁴。

第四節 家族主義レジーム

前節でみた家族主義を福祉国家レジームに導入する見解について提示しておく。エスピン-アンデルセンが提示した三つの福祉国家類型を受け、第四類型の存在を示唆する福祉国家類型論が提示された。たとえば政治学者のA.シーロフは、フェミニズムの観点から女性がどの程度労働市場に参加しているか(女性労働の好ましさ female work desirability)、および家族福祉の充実度から、OECD諸国を四類型に分ける。第一に、家族福祉が充実し、かつ女性労働の好ましさも高い「プロテスタント社会民主主義福祉国家」である。ここに含まれるのはスウェーデンやフィンランドなどのスカンディナヴィア諸国である。第二に、家族福祉は充実しているが女性労働の好ましさは低い「先進キリスト教民主福祉国家」がある。ここに含まれるのはカソリズムが強いオーストリア、ベルギーなどである。カソリズムは女性が働くことよりも家にいることをよしとするため、カソリズム諸国における女性労働の好ましさの値は低い。第三に、労働状況が比較的ジェンダー平等であるため女性労働の好ましさが高く(すなわち女性の労働市場参加への障壁が低く)、家族福祉が手薄である「プロテスタントリベラル福祉国家」がある。ここにはアメリカ合衆国、イギリス、

図 ライトナーの家族主義分類



カナダ、オーストラリアなどのアングロ・サクソン、英語圏の国が含まれる。シーロフによればプロテスタント主義は個人の権利を主張するため女性の労働市場参加のインセンティブは高く、また家族福祉の不足は市場化されたケアで補う仕組みとなっている。

ここまでの類型はスピナーアンデルセンの福祉国家三類型とはほぼ重なり合う。残るもう一つの類型としてシーロフが提示するのが、家族福祉充実度も低く、かつ女性労働の望ましさも低い国家である。この国家類型の指標として提示されるのは、女性の参政権獲得年月の浅さである。OECD諸国における女性の参政権獲得（普通選挙の実現）の時期はニュージーランドが1893年と最も早く、その後20世紀初頭と第二次世界大戦後の1940年代以降とに大きく区分される。

女性の参政権獲得の歴史が浅いということは、議会や政権メンバーの女性比率の少なさに関連する。女性比率の多寡は、有権者の半数を占める女性の声がどの程度聞き取られるか、種々の政策において家族福祉充実度や女性の働き方がどの程度考慮されるかということに関連してくる。この類型に含まれるのは、第二次世界大戦後に女性参政権が認められたギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペインなどの南欧国家、カソリックのアイルランド、そして日本である¹⁵。

また政治学者の新川敏光はA.シーロフを引きつつ、エスピン-アンデルセンの福祉国家三類型に家族主義レジームという第四類型を追加する。福祉国家は稼得者（bread winner）としての男性および家庭内で再生産に携わる女性という、性別役割分業に基づく近代家族を前提とする。先述の通り、エスピン-アンデルセンによれば、脱家族化とは福祉や介護といった家族が担う責任を、福祉国家もしくは市場がどの程度緩和できるかという傾向を意味する。そしてその指標は、①家族サービス支出がGDPに占める割合、②子どものいる家族助成のための家族手当と税控除がどの程度行われているか、③公的な保育ケアの普及度（3歳以下の幼児に対するデイ・ケア）、④65歳以上の高齢者に対するケアの提供度、であるとされる¹⁶。したがって脱家族化とは、「男性稼得者家族の規範力が衰退し、女性の経済的自立が高まり、家族形態が多様化する過程」¹⁷と捉えることができる。女性が職業を持ち、経済的に自立する傾向が強まり家族福祉に対する期待が低い国家では脱家族化の程度は高い。他方、女性が職業を持つ

ことへの障壁が高く家族福祉への期待が高い国では脱家族化の程度は低い。新川によれば、この脱家族化と、脱商品化という軸で福祉国家を捉える場合、以下の四類型が導出される。すなわち、①脱商品化が高く、脱家族化も高い社会主義類型、②寛大な所得保障政策により脱商品化は高いものの家族福祉への期待は高い（脱家族化が低い）保守主義類型、③脱商品化は低い、ベビーシッターなどの福祉サービスが市場により提供されるために脱家族化の高い自由主義類型、そして④脱商品化の程度が低く、かつ脱家族化も低い家族主義レジームである。南欧及び日本は公的扶助支出や失業保険の給付期間が短く（脱商品化が低く）、かつ家族福祉への期待が高いことから、家族主義類型（レジーム）に属する。家族主義レジームの特徴は、デュアリズム（中核労働力と周辺労働力の間で賃金などの処遇格差が大きい）、公私混合、恩顧主義、家族や教会といった伝統的共同体の福祉機能重視である¹⁸。新川は以下のようにいう。

家族主義モデルは、シーロフのフェミニスト・アプローチで見た家族福祉政策が立ち遅れ、労働市場の女性への友好度が低い国々をほぼカバーする。南欧と日本、スイス、アイルランドなどである。女性の家庭内福祉が当然視されているため、家族手当や児童支援策は立ち遅れており、したがって労働市場の女性への友好度は低い。また労働市場への中核部分への保護は手厚いものの、周辺部分への保護（失業手当や公的扶助）は薄い。こうして労働力の脱商品化が低く、社会的階層化を再生産し、女性への友好度の低い福祉国家が生まれる¹⁹。

新川の指摘する通り、家族福祉への期待の高さは公的な児童支援策の遅れや女性労働への友好度の低さとなって現れる。日本に根強い家族福祉への期待の高さは、教育への公的支援が乏しい日本では、皮肉なことに家族形成における困難や少子化を生み出している²⁰。また、新川の提示する家族主義レジームは、本稿の目的である日本型福祉社会の検討にあたり重要である。なぜならば、家族主義にもとづく家族の福祉機能への期待の高さが規範的な効果を持つとき、それは福祉再分配の削減を正当化する力として働くからである。この力が顕著に働いたのが、1970年代末に主張された「日本型福祉社会」であった。2009年、日本政府がはじめて相対的貧困率を公表し、その後子どもの貧困率の高さが社会問題と

なったが、社会政策学者の阿部彩が指摘するように1980年代から子どもの貧困率は上昇を続けていた。「日本型福祉社会」の下で家族に福祉機能が期待される影で、子どもの貧困率は上昇し続けていたのである。家族主義にもとづく家族福祉への期待は政府による再分配政策の乏しさへとつながり、政策の乏しさはシングルマザー世帯のような、政府が期待する家族像に当てはまらない家族にとってサンクショーンとして機能する²¹。

第二章 日本型福祉社会とは

第一節 戦後日本と家族像

近年、政府主導でいわれる「女性活躍」「女性の登用」などの言葉から、女性は昔にさかのぼるほど主婦であり、近年になって共働き形態が増えてきたかのようなイメージを抱きやすい。しかし、落合の言葉を借りるならば、「戦後、女性は主婦化した」のである²²。理由は戦後に生じた高度経済成長と、主婦化を可能にした産業構造の変化にある。第一次世界大戦後の大正期、新中間層と呼ばれるサラリーマン世帯が出現した。その家族形態は性別役割分業に基づく近代家族であった。とはいえ、第二次世界大戦敗戦までの日本社会は約四割が農業に従事する第一次産業中心の社会であり、ほとんどの家族にとって性別役割分業や女性の主婦化はなされていなかった。その後、朝鮮戦争(1950年)による特需をきっかけに、日本は経済復興の道をたどる。保守合同により自民党政権が成立した1955年から1975年までの期間は、いわゆる高度経済成長期と位置づけられる。このとき年平均経済成長率9.1%という経済成長を成し遂げ、日本は一躍経済大国へととなっていく。そこで生じたのは第一次産業から第二次産業、主に製造業中心への産業構造の変化である。主として製造業に雇用されるサラリーマンの増加は、その給与によって養われる被扶養者(主婦)の増加をもたらした。教育社会学者の本田由紀によれば、専業主婦数(有配偶の非労働力女性)は1955年には890万人であったが、1975年には1519万人と、ほぼ二倍に増加している²³。性別役割分業のもとで主婦が担ったケア役割(家事育児、情緒的な関係の維持等)は、高度経済成長という熾烈な経済競争の中で主たる労働力として働く男性にとって便利な補助労働力として機能したのである。競争力を維持するための長時間労働と、労働力の再生産を可能にする女性(主婦)の家事・育児への専念というマッチングは、経済成長を支える体制としてこの時期定着

していった。また高度経済成長期を支えた豊富な若年人口は多くの兄弟姉妹を包含し、長男以外の兄弟姉妹は親元から離れて核家族を形成することになった。ここで、私たちが「サザエさん」や「ちびまるこちゃん」といったアニメなどでおなじみの家族像が強固なものとして現れてくる。

1973年のオイルショックにより諸国で経済成長がストップした後も、日本は柔軟な企業内配置転換を行うことにより失業率の増加を免れた。その結果、欧米先進諸国がオイルショックへの対応のために労働環境やジェンダー役割を変化させ、それに伴い家族像も変化していく中で、日本ではこの家族像が強固なまま1970年代以降も継続することになる。

第二節 日本型福祉社会の検討

新川によれば、社会保障発展の観点から戦後～1980年代までの日本を見た場合、大きく分けて、①1945年から1960年代、②福祉予算が拡充された1970年代、③1973年のオイルショックを機に入った福祉見直しの時代に区分される。

第一に、敗戦直後の日本は残滓的福祉国家モデルに位置づけられる。残滓的福祉国家とは、「最低限の社会保障を認めながらも、できるだけ労働力の脱商品化を抑制しようとする」²⁴モデルである。このモデルの下では福祉は基本的に家族・市場が私的に提供するものであり、やむを得ない場合に限り、公的福祉が提供されるべきとされる。当時の日本はまだ敗戦の色濃く、もっぱら経済の復興へ国家の力点がおかれた時期である。政府に国民の生活保障や社会保障について様々な政策を行う余裕はなく、代替として企業が福祉を担っていた。経済成長が進んだ1961年には国民皆保険、国民皆年金が成立し、国家としての社会保障制度の整備が進む。

しかし高度経済成長期にもたらされた豊かさのひずみとして、1960年代から環境の悪化や公害問題があらわになる。水俣病(熊本および新潟水俣病)、イタイイタイ病、四日市ぜんそくといった四大公害が社会問題化し、これに対応する形で政府は公的福祉を優先させる政策を取りはじめた(老人医療の無料化、年金水準引き上げなど)。しかしこうした福祉政策拡充の傾向は1973年の第4次中東戦争に伴う産油制限と原油価格引き上げ(オイルショック)で頭打ちとなった。オイルショックに端を発する世界同時不況に対し、先進福祉諸国家がとった道は三つあった。第一に、社会保障制度の効率化と労働市場への参加促進である。この道を取ったのがス

ウェーデンである。スウェーデンは1980年代以降に女性の公的雇用を増やし、公的ケアの拡充を目指した。今日、スウェーデンは（女性が主にケアワークを担うという、男女の職域分離という特徴はあるものの）男女ともに労働市場への参加が進む国として知られる。第二に、規制緩和および市場メカニズムを活性化するという新自由主義路線があった。この道を取ったのがアメリカ合衆国である。結果、今日合衆国では女性の民間企業に女性の管理職が多い一方、大量の低所得者層の出現と所得格差の増大が問題となっている。第三に、それまでの男性稼ぎ主の雇用を守り、雇用を広げない（縮小）という政策である。この道を取ったのがドイツであった。その結果、ドイツにおいて女性の雇用拡大は進まなかった（その後、1990年代に雇用は急速に拡大）²⁵。なお、仕事内容によるよりも、組織の一員として雇用を行う日本では企業内部で柔軟な雇用調整を行うことでオイルショックを乗り切った²⁶。そのため他国に比べて失業率を低く抑えることに成功し、経済成長への痛手も少なく済んだ。しかしそのことは、高度経済成長期に定着した性別役割分業をさらに継続させることとなった。

1975年になると長期的な景気の後退が目に見えるようになり、福祉見直しが検討されることとなる。そこで主張されたのは、先進諸国で問題視されていた、潤沢な福祉政策が福祉依存をもたらす「先進国病」「イギリス病」是正の必要性である。そこで、公的福祉の削減を補完し、私的な福祉・ケア機能を担う主体として家族（主に主婦）がクローズアップされることとなる（日本型福祉社会論）。新川によれば、日本型福祉社会論は以下の特徴に基づく。第一に、西欧福祉国家のありかたを「英国病」もしくは「先進国病」の原因として否定する。第二に、家族や地域、企業による自助・相互扶助を賞揚し、公的福祉はそれらを補完する副次的なものと位置づけられる。第三に、自助や家族の連帯を日本的伝統・美德として強調する。新川によれば、経済的自由主義の強調（規制緩和）と福祉削減、それを補うものとしての伝統的価値の強調との結びつきは新自由主義の一般的傾向であるという。その意味で、「日本型福祉社会論は、典型的な新自由主義宣言に他ならない」²⁷。先述した合衆国のように、基本的に新自由主義は労働市場における規制緩和を伴うが、その場合に労働力として使える者であればジェンダーを問わない。オイルショック後に新自由主義路線をとった合衆国では、企業の役員・管理職に占める女

性割合は2017年現在、43・4%である（日本は12・5%）²⁸。一方、日本は福祉機能を家族に担わせる傾向の強い家族主義型福祉国家であるがために、日本型福祉社会論は新自由主義宣言でありながら、家族の福祉・ケア機能（およびケア機能をジェンダー不均衡に分配する性別役割分業）を固定化するものとして作用した。

1979年、当時の与党であった自民党から『日本型福祉社会』という研修叢書が出ている。この叢書の趣旨は新川の指摘する日本型福祉社会の特徴を如実に示すばかりではなく、誰がケア機能の主たる役割を担うかという家族主義、およびジェンダーの観点から読むと非常に興味深いものである。まず叢書は「英国病」を批判し、手厚い福祉で知られるスウェーデン社会は実は孤独な老人生活、高い自殺率、高い犯罪発生率、アルコール依存などの社会病理に満ちているとする。また福祉国家の重い税負担を鑑みれば、北欧やイギリスをモデルとする必要はないとする。国が保障する「ナショナル・ミニマム」は、「本人の努力にもかかわらず不可抗力的な事情で生きるのに必要なミニマムすら確保できなくなった場合に国が代って保障するもの」²⁹であればよいとする。ここで明示されているのは、1960年代までの残滓的福祉国家のありかたである。叢書は以下のよう

自由な生活と生活の保障（安心できる暮らし）を両立させるのに有効なシステムは、右に述べたように市場システムである。これは新自由主義者が説くように理論的に優れているだけではなく、日本の現実にもっともよく合っており、すでに現実そのものとなっている。…いいかえれば（市場システムは一筆者注）できるだけ多くを政府よりは民間（個人、家庭、企業など）の手に委ねることを意味する。…家庭、企業（および同業者の団体など、各種の機能的集団）が従来から福祉の重要な担い手であったという日本的な特色を今後もできるだけ生かしていく必要がある³⁰。

上述部分に見えるのは、新自由主義の奨励かつ家族や企業といった私領域における福祉への期待である。また興味深いことに、本叢書の後半部分で架空の人物サラリーマンA氏のライフ・サイクルが述べられるが、そこでは（男性にとっての）企業の重要性、ケアを担う家族（妻）の重要性が強調されている。企業はまず第一に安定した所得を保障してくれるほ

か、「企業内福祉」といわれる各種のサービスも用意してくれる。第二に、医療保健、失業保険、年金などのシステムは、企業による保険料の一部負担という形で企業の存在を重要な支柱としている。第三に、企業は個人に対して社会的な役割と地位を与え、個人に帰属感や安心感、生き甲斐など精神的な拠りどころを与える集団である。こうしてみると、日本型福祉社会の柱として企業がいかに重要な役割を負っているかがわかるであろう³¹。

それならば家庭の存在はA氏にとって負担に過ぎないかという点、そうではない。男性であるA氏は自分が寝に帰ることのできる「巣」と、かつての母親に代る主婦の存在と、セックス・パートナーあるいは友人としての妻の存在、それに自分の子供を含む家族という「心の支え」を必要とする。エミール・デュルケームも指摘しているように、離婚によって妻を失い、家庭を失った男性の自殺率は俄然高まるのである。一方離婚した母性の自殺率は高くはならない。妻子のいる家庭を必要とし、人生の支えにして生きているのはむしろ男性の方なのである³²。

上記の記述で興味深いのは、家庭のケア機能を担当するのは主婦であると暗黙のうちに想定されており、かつ家族によるケアを必要としているのは女性ではなくむしろ男性であることが率直に示されている点である。先述したように、女性の主婦化が強まり、性別役割分業を色濃く反映する近代家族像が定着するのは高度経済成長期である。日本型福祉社会は高度経済成長期に倍増する主婦にお墨付きを与え、さらに日本型福祉社会が提唱された1980年代、主婦の立場を強化するいくつかの政策が実施された。

第一に、1980年の民法改正により、配偶者の法定相続分が引き上げられた（従来の三分一から二分の一へ、民法900条1号）。この改正は配偶者（特に妻）の地位を向上させるべくなされたとされる³³。第二に、1985年に基礎年金制度が確立され、妻の年金権の確立がなされた（いわゆる三号被保険者制度）。これは会社員や公務員といった被用者（二号被保険者）の妻は保険料支払いを免除されるが、年金受給権は保障されるというものである。三号被保険者は「二号被保険者の配偶者であつて主として二号被保険者の収入により生計を維持するもの」（国民年金法7条1項3号）であるとされ、専業主婦および年収130万円未満のパート労働者である主婦が該当する。第三に、1987年に配偶者特別

控除制度が導入された。配偶者特別控除は当時のサラリーマン層の重税感、税負担の不公平感を緩和するため、また「専業主婦の「内助の功」に報いるため」に導入された³⁴。具体的には、給与所得800万円以下の片稼ぎ世帯、および共稼ぎであっても給与所得106万5000円以下の妻のいる世帯に16万2500円の税控除が認められた³⁵。なお、三号被保険者制度および配偶者特別控除制度は、ともに既婚女性の就労を抑制することが指摘されている。日本では出産に伴い約六割の女性が就労をやめ、子育てが一段落した頃に労働市場に（主に家計の補助的役割を担うパート労働者として）復帰する。こうした女性の就労状況は、女性の労働市場参加率を年齢別に配置するとM字を描くことからM字型曲線といわれるが、服部によれば、M字を描くのはOECD諸国で日本と韓国のみである³⁶。また服部によれば、「男女の働き方、仕事時間、家事育児時間が1980年代半ばから2010年代までほぼ同じ配分構造を示している」³⁷。これは日本型福祉社会論にもとづく家族主義的政策が性別役割分業や税制、社会保障制度をいかに強固に固定し、継続させるものであったかを示す記述であるといえよう。そればかりではない、落合によれば1970年代、日本の女性労働力率はヨーロッパよりも高かった。日本型福祉社会の提唱によりもたらされた諸政策は、その後の性別役割分業およびジェンダー構造を固定化し、ケア役割のジェンダー不均衡を維持するものとして作用した。落合は以下のようにいう。

この時代錯誤の家族主義的改革の影響は大きかった。女性のフルタイムの雇用は1950年代から増加していたのが、オイルショックと共に増加が止まり、1970年代から現在に至るまでの女性の雇用の拡大は、パートタイムという形でしか起きなかった。これは、会社員の妻たちが、「被扶養者」として認定される限度の所得額内になるように、彼らの労働時間を調整したことによっている。このジェイン・ルイスが「1.5人稼得者モデル」と呼んだ新しい性別分業は経済不況期に始まり、法律によって固定化され、20-30年間継続した³⁸。

結びにかえて

そうして30年以上経った現在、2010年代後半の私たちは家族主義的政策がもたらしたひずみの中にいる。2000年に介護保険の導入により家族のケア機能に対する一定の社会化（脱家族化）はなされた

ものの、進行する高齢化の中でそのサービス内容は縮小傾向にある。一方で、育児に対する脱家族化、公的な育児ケアの拡充による待機児童の解消はなかなか進まない。これは、介護以上に、子どもの面倒は家族がみるべきという、家族主義の側面が如実に出るためであろうか³⁹。また、平成25年から26年における育児休業取得割合も女性は81.5%、男性は2.65%と、依然としてジェンダー差は大きい⁴⁰。こうした子育てや社会保障をめぐるひずみの背景にあるのは日本の家族主義の強さであり、また家族主義レジームが想定する近代家族及び男性稼ぎ主モデルである。とりわけ近年問題とされるマタハラおよびパタハラは、通常、労働者（特に男性）はケアを担わないもの、ケアを担ってくれる家族（妻）がいると当然視されていることから生じているものと思われる。さらに、2016年に大手広告代理店の新入社員が過労自殺した件でクローズアップされた長時間労働もまた、そもそもケア役割を担う配偶者（妻）がいる労働者像を前提としてこそ成り立つものである。しかし、このモデルが成立しえたのは、高度経済成長期の労働状況に性別役割分業がマッチしたからにすぎない。世界一高齢化が進み、介護と育児を担うダブルケアが問題となっている現在の日本において、男性稼働者モデルはすでにそぐわないものとなっている。

では、どうすればよいのだろうか。一つの示唆となるのは、政治哲学者N. フレイザーの「総ケア提供者モデル」(Universal Caregiver Model)である。フレイザーによれば、グローバル経済の進行や移民の移動といった世界的な流れの中で福祉国家の枠組は揺らぎつつあり、いわば脱工業化福祉国家のあり方が求められている。一方で、上記に述べたように福祉国家は性別役割分業を内包し、男性を主たる稼ぎ手とする近代家族を前提としている。フレイザーは、脱工業化福祉国家の下で受け入れられるジェンダー秩序はジェンダーの公平 (gender equity) であり、そうしたジェンダーの公平に近づく雇用モデルとして総ケア提供者モデルを提示する。総ケア提供者モデルとは、男性のあり方を今日の女性のあり方一つまり労働者として労働市場に参加する一方、家事育児、介護といったケア役割を担っている一に近づけ、男性がケア提供を担うことを前提とした社会のデザインを目指すものである⁴¹。フレイザーは以下のようにいう。

脱工業化福祉国家においてジェンダーの公平を達成

する鍵は、現在の女性のライフパターンを皆にとつての規範にすることである。今日の女性はたいへんな困難と過労にもかかわらず、しばしば一家の稼ぎを得ることとケアの提供を兼ねている。脱工業化福祉国家は男性も同じようにすることを確実にしなければならないと同時に、困難と過労を取り除くために制度の内容を改めなければならない。このビジョンを総ケア提供者モデルと呼ぼう⁴²。

重要と思われるのは、この総ケア提供者モデルという考え方は、これまで暗黙の前提とされてきた(いる)健全者の成人男性を規範とする労働者像を見直す契機となる点である。ケアの倫理の論者ら⁴³が主張するように、私たちは誰もがケアをされて育ち、いつ何時でも家族や親しい関係にある人間のケアを引き受ける可能性のある存在である。その可能性は性別や職種、年齢にかかわらず。高齢化の進む現在、ケアを引き受ける可能性は誰にとっても無関係ではない。私たちは家族主義により強化されてきた男性稼ぎ主モデルおよび性別役割分業、そしてそれらを成り立たせるケア役割を担う誰か(妻)がいることを暗黙に想定する労働者像を見直し、是正していく必要があるのではないだろうか。そのときに出てくる一つのオルタナティブとして、フレイザーのいう総ケア提供者モデルは示唆的である。誰もがケアを引き受ける存在であることを前提に労働者像が見直されること。現実の社会において家族を形成する世帯は近代家族ばかりではない。母子世帯や同性カップルにひとり暮らし、さまざまな形態の世帯がある。総ケア提供者モデルはそうした様々な家族形態も包含するモデルとして機能するのではないだろうか。

一方で、性別役割分業と女性に不均衡にケア役割が担わされること、その複合を是として近代家族の維持や、かつての家制度の復活を主張する人々もいる⁴⁴。大きくみれば、家族主義という価値観をめぐるせめぎ合いは国家と家族の関係をどう捉えるかという問題にもつながるだろう。この点はまた別の論点から論じるべき、今後の課題である。

注

¹ 厚生労働省第7回世帯動向調査 (2014)。

² 厚生労働省のデータによれば、2009年の一人親世帯の相対的貧困率は58.7%であり、OECD諸国最悪である。なお、一人親世帯となる原因は現在、死別よりも離婚が圧倒的に多く、また離婚による親権引

き受け者は約八割が母親であることから、一人親世帯の多数は母子世帯が占める。なお、貧困率の高さは母子世帯が働いていないことを意味しない。日本は、勤労による貧困削減率がOECD諸国で最も少ない国である。阿部彩(2014)『子どもの貧困Ⅱ—解決策を考える』岩波新書、10-11ページ。OECD Family Database http://www.oecd.org/els/soc/CO_2_2_Child_Poverty.pdf (2017年6月25日アクセス)

³ 警察庁(2012)「平成24年の犯罪情勢」<https://www.npa.go.jp/toukei/seianki/h24hanzaizyousei.pdf> (2017年6月25日アクセス)

⁴ 落合恵美子(2004)『21世紀家族—一家族の戦後体制の見かた・超えかた 第3版』有斐閣選書、103ページ。

⁵ M.C.Nussbaum(2006) *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership*, The Belknap Press, 105-106.

⁶ 小泉明子(2015)「「家族の価値」が意味するもの—アメリカにおける同性婚訴訟—」落合恵美子・橋本俊詔編『変革の鍵としてのジェンダー—歴史・政策・運動』ミネルヴァ書房。

⁷ G.エスピン・アンデルセン(2001)(岡沢憲美・宮本太郎監訳)『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房、87ページ。

⁸ 大沢真理(2013)『生活保障のガバナンス—ジェンダーとお金の流れで読み解く』有斐閣、95ページ。

⁹ 各福祉レジームの相違は特に、社会保障支出において顕著である。たとえば、社会民主主義レジームの北欧は社会保障支出が多く、自由主義レジームの英米は少ない。柴田は、M.ウェーバーを参考に、北欧では相互扶助を重視するルター派が、また、英米では禁欲的な再投資を重視するカルヴァン派(ピューリタン)が勢力を維持したことが相違を生んだという興味深い見解を提示している。柴田悠(2017)『子育て支援と経済成長』朝日新書、126-144ページ。

¹⁰ エスピン・アンデルセン・前掲注(7) xiii.

¹¹ G.エスピン・アンデルセン(2000)『ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店、86ページ。

¹² S.Leitner(2003), "Varieties of Familialism; The Caring Function of The Family in Comparative Perspective", *European Societies*, 5(4) 358-9.

¹³ Leitner, *Id.*, at 366.

¹⁴ Leitner, *Id.*, at 357.

¹⁵ A. Siaroff(1994), "Work, Welfare and Gender

Equality: A New Typology", in Diane Sainsbury ed., *Gendering Welfare States*, Sage. なお、日本における女性議員の少なさは特筆すべき事柄である。列国議会同盟(IPU)サイトによれば、2017年現在、日本の衆議院において女性議員の占める割合は9.3%であり、190ヶ国中164位である。<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm> (2017年6月25日アクセス)

¹⁶ エスピン・アンデルセン・前掲注(11) 97-98ページ。

¹⁷ 新川敏光(2009)「福祉レジーム変容の比較と日本の軌跡」宮島・西村・京極編『社会保障と経済1企業と労働』東大出版会、31ページ。

¹⁸ 新川敏光(2005)『日本型福祉レジームの発展と変容』ミネルヴァ書房、274ページ。

¹⁹ 新川・同上274ページ。

²⁰ 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(2015年)によれば、平均予定子ども数(2.01人)は理想の子ども数(2.32人)を下回る。その理由は「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(56.3%)である。

http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/doukou15_gaiyo.asp (2017年6月25日アクセス)

また、OECDの出生率比較(2015年)でみれば、家族主義レジームに属する国の出生率は、日本1.5%、韓国1.2%、ギリシャ1.3%、イタリア1.4%、スペイン1.3%、スイス1.5%である。カソリック国であるアイルランドの1.9%を除き、ほとんどの国は人口置換率(2.14%)を特に下回る低出生率の国に区分される。<https://data.oecd.org/pop/fertility-rates.htm> (2017年6月25日アクセス)

²¹ OECDの2009年データによれば、日本の共稼ぎ世帯、一人親世帯、単身就業者の世帯では、社会保障による再分配後に相対的貧困率が高くなる。こうした「逆機能」を示す国はOECD諸国中、日本のみである。大沢真理(2010)『今こそ考えたい 生活保障のしくみ』岩波ブックレット、57ページ。

²² 落合・前掲注(4) 19ページ。

²³ 本田由紀(2014)『社会を結びなおす 教育・仕事・家族の連携へ』岩波ブックレット、27ページ。

²⁴ 新川・前掲注(18) 34-35ページ。

²⁵ 筒井淳也(2015)『仕事と家族』中公新書、22-25ページ。

²⁶ 職務内容が明確な雇用のあり方を「ジョブ型」、職務内容よりも組織の一員として雇用される雇用のありかたを「メンバーシップ型」と呼ぶ場合がある。特に日本では、ジョブ型の輪郭が薄い「メンバーシッ

ブ型」の雇用がなされてきたとされる。本田・前掲注(23) 47ページ。

²⁷ 新川・前掲注(18) 108ページ。

²⁸ 男女共同参画白書(概要版)平成28年版 http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h28/gaiyou/html/honpen/b1_s02.html (2017年6月26日アクセス)

²⁹ 自由民主党研修叢書8(1979)『日本型福祉社会』70ページ。

³⁰ 同上・97 - 98ページ。

³¹ 同上・177 - 178ページ。

³² 同上・179 - 180ページ。なお、本叢書の175ページでは、『再婚の見込みなき離婚』は母子の不幸であると同時に社会に負担をかけることになる。…手厚い保護制度の存在が離婚を容易にするといった『離婚誘発効果』をもたらさないように注意しなければならない」とある。男性の離婚に同情的である反面、女性の離婚には否定的なのが特徴的である。

³³ 大村敦志(2010)『家族法 第3版』有斐閣法律叢書、164ページ。

³⁴ 三号被保険者制度および配偶者特別控除制度の成立過程については、堀江孝司(2005)『現代政治と女性政策』勁草書房、第八章参照。なお、成立過程より明らかであることとして、三号被保険者制度は妻の保険料を二号被保険者にまとめれば、「事務上は手がはぶけるし、確実」という技術的な理由から、また配偶者特別控除制度の導入は、当時反対の強かった消費税導入へのサラリーマン対策であったことが指摘されている。

³⁵ 朝日新聞、1987年7月31日。

³⁶ 服部良子(2015)「労働レジームと家族的責任」『家族社会学研究』第27巻第1号、38ページ。

³⁷ 服部・同上39ページ。

³⁸ 落合恵美子(2013)「東アジアの低出生率と家族主義—反圧縮近代としての日本」落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成』京都大学出版会、89ページ。

³⁹ 柴田によれば、2012年に国際的に行われたアンケート調査で、「就学前の子どもの世話は、主に誰が担うべきか」という質問項目があった。家族主義レジームの日本では、「家族」と答えた割合が77%、「政府や自治体」と答えた割合は11%であった。他方、社会民主主義レジームに属するスウェーデンでは、「家族」と答えた割合は10%、「政府や自治体」と答えた割合が83%であった。この相違は日・スウェーデン両社会における待機児童の問題や子どもの位置づけにも影響しているといえよう。柴田・前掲注(9) 187 - 189ページ。

⁴⁰ 厚生労働省「平成27年度雇用均等基本調査」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-27-07.pdf> (2017年6月26日アクセス)

⁴¹ フレイザーの「総ケア提供者モデル」をジェンダー公平の観点から詳細に検討する論稿として、下夷美幸(2013)「ジェンダー・エクイティと福祉国家」武川正吾編『公共性の福祉社会学 公正な社会とは』東京大学出版会。

⁴² ナンシー・フレイザー(2003)(仲正昌樹監訳)『中絶された正義—「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』第二章参照。

⁴³ ケアの倫理の概要とその展開については、服部高宏(2011)「ケア・制度・専門職—福祉国家再編への視座」『法の理論30』参照。

⁴⁴ とりわけ憲法24条改憲を主張する保守派は家制度の復活を主張するが、ジェンダーおよびケア役割の観点からこの動きをみれば、その考えは本稿で検討してきた家族主義に重なるものである。憲法24条改憲の動きについての検討としては、岡野八代(2017)「国家権力による家族の包摂と排除」現代思想2017年4月号、清末愛砂(2015)「女性間の分断を乗り越えるために—女性の活躍推進政策と改憲による家族主義の復活がもたらすもの」平和研究第45号など参照。